

文書質問答弁書

回答日：平成23年 8月10日

担当部局：選挙管理委員会、都市整備部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく豊田議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問

Q2 公務員(正規・嘱託・臨時)・民生委員・投票立会人の選挙運動

2)「内容の周知徹底を行った」という答弁だが、実際に、当人の認識が不明であった事例は以前からも今回も複数見聞きしたし、一例は市選管の説明により投票立会人を辞退した者もあった。認識の甘さを強く感じる答弁であり、今後は、真の意味での「周知徹底」を求めるが、市選管の考えを再度問う。

答弁

周知の徹底につきましては、関係部局と協議を行なうほか、選挙運動についてご理解いただくための説明用手引きの検討を行うとともに、今後とも多くの機会、方法を通じて周知・徹底を図ってまいりますので、ご理解をお願いします。

質問

Q3 「屋外掲示ポスター」

四日市市の景観行政を所管する立場から、同ポスターの掲示に関して、関係法令や県条例の改正と県の管理指導実態の改善を市から要請すべきと考えるが、いかがか。

答弁

本市は、景観行政団体として、景観法及び景観計画に基づき、区域の設定、景観形成方針、色彩や形態意匠等の行為に対する制限などに取り組んでいます。

さて、ご質問の政治活動ポスターは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される屋外広告物の一種として、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から屋外広告物の規制を行う三重県屋外広告物条例の適用を受けているものの、社会生活を営む上で必要性の高い広告物として、一定の条件を満たせば許可申請手続きが不要とされております。

政治活動ポスターの適正な取り扱いについての実効ある対策としては、議員ご指摘の関係法令及び条例の改正を求めるよりも、三重県の関係部局を通じ候補者や後援団体等に対し、周知徹底を図ることが重要と考えており、機会を捉えて、三重県に対し働きかけを行っていく予定です。

【担当：都市整備部】

受動的～通報に対する対応のみ、の答弁である。能動的な体制・対策を求めるが、市選管の考えを示されたい。

答弁

選挙運動期間中の屋外掲示違法ポスターについては、地区市民センター職員、所管警察署との連携の下で指導等を行っております。今後、立候補予定者説明会等での候補者等に対する説明について、県選挙管理委員会にも一層の取り組みをお願いするとともに、市選挙管理委員会としても事前周知に努めます。

なお、違法ポスター等の事例が発生した場合については、所管警察署等との一層の連携を図り、早期撤去に努めてまいりたいと考えております。

質問

Q5 不在者投票1

今回、私が見聞きした事例は、周知・広報の不足の例であるが、答弁にはその認識が認められない。今後について、具体的な改善策を求める。

答弁

郵便による不在者投票について、周知・広報が不足しているのご指摘でございますが、この点につきましては、従来より広報よっかいち選挙特集号、「障害者（児）福祉の手引」、「高齢者施策のあらまし」等を通じて周知を行っております。

なお、障害者手帳の交付や介護認定通知の際に「障害者（児）福祉の手引」、「高齢者施策のあらまし」を個別配布し周知を行っております。今後とも関係課とも協議し、新たな取り組みについても検討を行ってまいりますので、ご理解をお願いします。

質問

Q6 不在者投票2

これも、現状認識では不足である、という事例を紹介したが、答弁は現状維持に留まっており、認識不足と改善意思の欠如を感じる。再度、改善策を求める。

答弁

病院等での不在者投票につきましては、病院等関係施設を通じて入院患者等に周知を行うことが最も効果的であると考えており、一層の周知に努めてまいります。

今後とも広報よっかいち選挙特集号で周知を図るとともに、ポスターを作製して配布し、掲示を依頼することにより、病院等関係施設の職員および入院患者への一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

質問

Q10 附帯決議対応

投票所（期日前投票所を含む）の増設について、検討完了期日を求める。

答弁

当日投票所及び期日前投票所の増設につきましては、前回答弁申し上げたとおり、一定の諸条件を満たしている必要があります。さらに当日投票所については地元有権者の理解を得る必要があると考えております。

現在、投票所（期日前投票所を含む）の増設に向けて既存公共施設及び民間施設について調査検討を行っており、地元有権者のご理解も含めて可能なものから早期に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。